神戸ルミナリエ東遊園地会場 出店者募集要項

一般公募店舗

2014.9.25

神戸ルミナリエ組織委員会

「神戸ルミナリエ」は、阪神・淡路大震災犠牲者への慰霊と鎮魂の意を込めるとともに、都市の復興・再生への夢と希望を託して、大震災の起こった平成 7 年 12 月に初めて開催しました。以来、震災の記録を後世に語り継ぐとともに神戸の希望を象徴する行事として多くの皆様に支えられ、神戸の冬の風物詩として定着し、昨年は約 354 万人もの来場者が訪れました。昨年に引き続き第 20 回目となる本年の行事につきましても、東遊園地会場内において、来場者への飲食の提供を行う事業者を募集します。なお、本年度より 1～3 張のテントを 1 ブースとした複数ブースの募集を行います。

1．神戸ルミナリエ開催概要

■名　　称　　第 20 回 神戸ルミナリエ

■開催日程　　平成 26 年 12 月 4 日（木）～15 日（月） 12 日間

■点灯時間　　今後、神戸ルミナリエ組織委員会において決定

（昨年参考）　月～木曜　18 時頃～21 時

金曜　　18 時頃～22 時

土曜　　17 時頃～22 時

日曜　　17 時頃～21 時 30 分

■会　　場　　旧外国人居留地および東遊園地

■主　　催　　神戸ルミナリエ組織委員会

（主催団体）

兵庫県・神戸市・神戸商工会議所ほか

■出店管理　　神戸ルミナリエ出店事務局　TEL078-222-3635

（運営事務局の電話対応は、月曜～金曜　午前 10 時から午後 5 時までです。）

２．東遊園地会場出店概要

■出店期間　　平成 26 年 12 月４日（木）～15 日（月） 12 日間
※ただし、荒天等による中止の場合は営業不可

■営業時間　　点灯時間の２時間前から消灯後 30 分以内の範囲
※詳細時間は点灯時間決定後

■出店場所　　東遊園地会場内の指定する場所

■店 舗 数　　33 ブース （1 ブースにつきテント 1～3 張、計 71 テント）

■出 店 料

Ａブロック	１テントブース	60 万円
	２テントブース	120 万円
	３テントブース	180 万円
Ｂブロック	２テントブース	180 万円
	３テントブース	270 万円
Ｃブロック	１テントブース	80 万円
	２テントブース	160 万円
	３テントブース	240 万円

※ 出店料には主催者が定める保険料を含みます。

■申込資格
⑴兵庫県内に事業所・住所を有する法人・個人に限る
⑵出店申請者以外の従事者（営業補助者等）が兵庫県内に居住していること
⑶神戸ルミナリエ実施の趣旨を理解し、募集要項、誓約事項を遵守できること
⑷出店期間を通じて飲食の提供を行うことができること
⑸自ら運営する資力、信用、技術的能力を有すること
⑹兵庫県及び神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守できること

■申込上限　　1 出店者につき 1 ブースまで

■申込受付期間　平成 26 年９月 25 日（木）～10 月 10 日（金）
※ 上記事務局まで電話でお申込みください。書類受付と面接の日時、場所をお伝えします。

■審査基準　　出店者の概要、出店内容（販売商品、調理方法、接客方針、目標売上高等）、募集要項の内容を理解しているかを確認します。

■申込結果　　書類及び面接の審査結果は郵送にてお知らせします。
応募者多数の場合は、平成 26 年 10 月 24 日（金）に抽選会を実施します。
出店者及び出店内容等（看板名、販売品目、店舗 PR、接客方針）は、神戸ルミナリエ組織委員会のホームページ等で公表します。

３．申込から出店の流れ

■申込資格の確認、保健所への事前確認、書類作成

↓

■申込受付（電話受付のみ）

平成 26 年９月 25 日（木）～10 月 10 日（金）

↓

※申込受付後、書類提出日までに「出店申込金（10 万円）」をお振込みください。

■書類提出及び出店者面接

平成 26 年 10 月 14 日（火）～10 月 16 日（木）

↓

■出店場所の抽選

平成 26 年 10 月 24 日（金）

↓

※出店当選後、保健所申請その他、出店にあたり必要な申請をしてください。

■出店登録及び出店料のお支払い

平成 26 年 10 月 27 日（月）～平成 26 年 11 月４日（火）

↓

■出店者説明会

平成 26 年 11 月 20 日（木）

↓

■設営

平成 26 年 11 月下旬～平成 26 年 12 月３日（水）

↓

■出店

平成 26 年 12 月４日（木）～平成 26 年 12 月 15 日（月）

↓

■撤去

平成 26 年 12 月 16 日（火）～平成 26 年 12 月 17 日（水）

４．申込までの注意事項

1）申込資格の確認

兵庫県内に事業所を有する法人、または兵庫県内に住所を有する個人のみ申込資格を有します。

また、出店に従事する者（営業補助者等）もすべて兵庫県内に住所を有する個人とします。

※平成 26 年４月１日以降、引き続き兵庫県内に存在する法人、個人です。

※出店申込後、事業所または住所の変更があり、申し込み資格を有しなくなった場合は、申し込みまたは出店を無効とします。

2）保健所への事前確認

食品の調理、販売には神戸市保健所の許可が必要となります。また、取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限ります。（野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。）ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に最寄りの神戸市保健所衛生監視事務所に問い合わせて下さい

※許可申請は出店決定後に行ってください。

〇東部衛生監視事務所　神戸市中央区雲井通 5-1-1
中央区役所８階　TEL:078-232-4651

〇西部衛生監視事務所　神戸市長田区北町 3-4-3
長田区役所５階　TEL:078-579-2660

〇北衛生監視事務所　神戸市北区鈴蘭台西町 1-25-1
垂水区役所２階　TEL:078-708-2660

〇西衛生監視事務所　神戸市西区玉津小山字川端 180-3
西区役所３階　TEL:078-929-0550

3）質問受付

出店に関する質問は、平成 26 年９月 25 日（木）～平成 26 年 10 月３日（金）まで、E メールのみ受け付けます。toiawase@koberumi.com

電話での質問はお答えいたしません。回答はルミナリエホームページ内にて順次公開します。

http://www.kobe-luminarie.jp/

4）申込受付

「6. 募集要項」を熟読し、理解のうえ、以下の受付電話番号に申込してください。出店事務局より書類受付及び面接の日時・場所を指定します。

※郵送での受付はいたしません。

※電話が混み合う場合があります。余裕をもって手続きしてください。

神戸ルミナリエ出店事務局
TEL:078-222-3635（午前 10 時から午後 5 時）

5）出店申込金の入金

出店申込金を、書類提出日までに以下の口座に振り込んでください。

申込金は 100,000 円です。

※申込金は、出店料に充当されます。

※振込用紙は必ず保管ください。

※振込手数料はご負担ください。

※書類不備や落選などの際には、後日（平成 26 年 11 月 10 日頃）に銀行振り込みにて返金します。

三井住友銀行　神戸公務部　普通預金　３０５１５８１
神戸ルミナリエ組織委員会事務局

6）提出書類

次の書類を提出していただきます。応募に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

＜所定様式書類＞

□出店申込書（様式 1）

□誓約書（様式 2）

※必要により上記以外の書類を求められることがあります。

＜別途添付書類＞

（法人の場合）

□登記事項証明書（3 か月以内に発行されたもの）

（個人の場合）

□申込者本人の運転免許証または写真付住民基本台帳カード

＜代理人が申込する場合＞

上記書類に加えて代理人が申込みする場合は、以下の書類を用意してください。

□代理人本人の運転免許証または写真付住民基本台帳カード

□代理権限証明書（様式 3）

※鉛筆書きは不可です。PC 上で入力か消えない黒色ボールペンでご記入ください。

※添付書類は有効期限の切れたもの、不鮮明なものは不可とします。

5. 出店までの注意事項

1）書類提出と面接、審査について

申込時に出店事務局から指定された場所まで書類を提出し、面接を受けてください。

審査の結果、出店いただけない場合がありますので、あらかじめご理解頂ける方のみ、ご応募ください。

■書類提出と面接

①申込会場への入室は申込者本人または代理人のみ 1 名のみです。

②申込会場では出店事務局スタッフの指示に従ってください。従わない場合は申し込みを受け付けません。

③駐車場はございません。来場に要する費用は一切負担いたしません。

■審査内容

①申込資格を有しているか。

②所定様式の記載に漏れがないか。記載内容は実現可能か。

③指定された本人確認書類が提出されているか。

④申込金は払い込まれているか（振込用紙の確認）。

⑤募集要項の内容を理解しているか。

■申込結果の通知

10 月 21 日から審査結果を郵送で順次発送いたします。審査の内容開示、抗議は一切、応じません。

2）出店場所の抽選

平成 26 年 10 月 24 日（金）に出店場所の抽選を行います。あわせて出店手続きに関する注意事項をお知らせします。会場、時間は申込結果の通知時に指定します。

（今年度よりの変更点）

■3 テントブースより抽選を行い、終わり次第 2 テントブースの抽選を行います。その後 1 テントブースの抽選を行います。

■ 3 テントブースでの抽選で選択されなかった場合、2 テントブースの抽選に参加可能です。同様に 2 テントブースで選択されない場合でも 1 テントブースの抽選に参加可能です。この際どちらの場合も優先選択順の抽選からの参加となります。

■ 抽選後選択した結果、3 テントブースが余った場合は、1 テントブースと 2 テントブースとして再編成されます。2 テントブースが余った際も同様に 1 テントブースとして再編成されます。

抽選会当日のスケジュールは概ね以下のとおりです。

①抽選会場への出席

抽選会場への入室は申込者本人または代理人のみ 1 名のみです（出店事務局か

ら届く案内状をお持ちの方のみ）。

②出店抽選

出店場所の優先選択順を抽選します。

③出店手続きに関するお知らせ

今後の手続き内容を中心に説明を行います。

④出店場所の選択

優先選択順に出店場所を選択します。

⑤出店登録書類の受け取り

今後の手続きに必要な登録書類を必ず受け取ってください。

3）出店場所の選択について

優先選択順に出店場所を選んでいただきますが、出店品目が隣接する場合があります。この場合、出店事務局で出店者間の調整は行いません。

出店場所決定後の出店者間の場所移動は認められません。

応募者多数の場合、長時間を要する可能性があります。

4）出店登録書の提出

出店事務局より当選者にお渡しする次の書類を出店事務局が指定する期日までに返送してください。登録に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。提出書類は理由の如何を問わず返却しません。また出店をキャンセルする場合は所定の書類を提出して下さい。

出店登録書の返送が指定期日までにない場合は出店不可となります。この場合や出店をキャンセルする場合、申込金は 11 月 28日（金）に返金いたします。

□出店申請書

暴力団排除活動のため、出店者並びにその従事者（営業補助者）について、関係機関に提出する書類です。必要事項をご記入・捺印ください。

□本人確認書類

出店者並びにその従事者（営業補助者）について、関係機関に提出する本人確認書類です。

※原則として、運転免許証または写真付住民基本台帳カードのコピー（有効期限の切れたもの、不鮮明なものは不可）のみとします。

□火器使用及び危険物の取扱いについての事前確認書類

火器等の使用に当たり、関係機関に提出する書類です。

□神戸市保健所発行の営業許可書の写し

新たに保健所申請が必要な出店者は、下記 6）をお読みください。

□出店場所承諾書

出店場所の選択にあたり、隣接店舗が同じ出店品目を販売することや主催者に

価格調整などの依頼等を行わないことを承諾いただくために提出する書類です。

□石油ストーブ使用届

石油ストーブを使用したい場合に提出する書類です。

□ひさし設置届

テントにひさしを設置する場合に提出する書類です。

□追加電源申込書

基本小間セットに追加して電源が必要な場合に提出する書類です（追加電源の申込には別途費用負担あり）。

□道路使用許可申請書

出店場所によって必要になる場合があります。関係機関に提出する書類です（計４通記入が必要です）。

□その他提出書類

必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

□出店キャンセル申請書

出店をキャンセルされる場合のみ、提出して下さい。

5）出店料のお支払い

出店料（申込金を差し引いた差額）を事務局が指定する口座に期日までにお支払いください。

出店料のお振り込みが指定期日までにない場合は出店不可となります。この場合、申込金は返金いたします。

※振込用紙は必ず保管ください。

※振込手数料はご負担ください。

※出店料のお支払い後の辞退及び出店料の返金はできません。

6）保健所申請

出店にあたり必要な申請を行ってください。なお、出店許可に時間がかかる場合がございます。出店当選後、早めに申請してください。

新たに保健所申請が必要な出店者は、平成 26 年 11 月 20 日（木）の出店者事前説明会で許可証の写しを提出いただきます。

※保健所の許可が出ない場合や期日までに提出が確認出来ない場合は、出店を取りやめて頂きます。

7）その他申請

その他出店にあたり、必要な申請は各自で行ってください。

8）出店説明会

平成 26 年 11 月 20 日（木）に出店事前説明会を開催いたします。出店者には、抽選会で日時と場所を指定します。

出店者は必ず出席してください。

出店説明会では、火器使用にあたり神戸市消防局による指導、初期消火の訓練等、車両通行許可証の配布等を予定しています。

9）設営

設営開始の日時は、出店事務局から指定します。

6. 出店募集要項

■基本事項

神戸ルミナリエを支える一員として、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底いただくよう心掛けてください。

出店条件や規約などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、出店事務局より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、期間中であっても即時退店・閉店いただく場合もあります。

その際、いかなる場合においても振り込まれたお金の返金は行いません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

■出店商品・販売に関して

① 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないこと。（特に、商標登録など知的財産に関する違反行為はご注意ください）
② 出店商品は会場で調理する食べ物及びそれに付随する飲み物に限る。
③ 出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とすること。
④ 出店事務局の判断により、出店商品の変更を指示する場合がある。
⑤ 登録品目以外の出店商品・販売は原則として認めない。変更、追加がある場合、相談すること。
⑥ 産地偽称や来場者が誤解を招くような商品 PR は行わないこと。
⑦ 未成年にアルコールの販売を行わないこと。
⑧ 近隣店舗、及び、来場者に危険や混雑を及ぼす可能性があるもの、及び、不快を与える商品・販売方法については主催者で規制することがある。これは承認された商品も含む。
⑨ 神戸ルミナリエ協賛企業の関係で一部商品を販売禁止とする場合がある。
⑩ 調理に炭を使用する場合は煙の出にくいものを使用すること。また、炭の使用に限らず、煙により、近隣及び来場者から苦情等あった場合は使用を中止していただく場合がある。

■応募申込に関して

① 取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問い合わせし確認すること。
② 出店申込に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出すること。なお、提出後、内容の変更はできない。
③ １出店者につき１ブースのみの申込とする。複数の申し込みをした場合は、その全てを無効とする。

④ 神戸ルミナリエ会期中、全日営業すること。
⑤ 未成年者は申込できない。
⑥ 出店場所は抽選のうえ順位を決め、その順位の上位者から順番に選択する。

■店舗責任者・営業補助者について
① 店舗には常時、店舗責任者を配置すること。不在が続く場合は出店許可を停止する場合がある。また、店舗責任者に体調不良やその他の理由等で欠席が続く場合は代理の者を立てておくこと。
② 店舗責任者は、主催者、公園事務所、保健所、警察、消防などより指導があった場合に対応でき、営業補助者等の店舗関係者に適切な指示ができる者に限る。
③ 店舗責任者・営業補助者（アルバイト等）の採用及び業務への従事にあたっては、労働基準法等を順守すること。

■保健所等への申請に関して
① 保健所の指導により取扱食品や作業内容に制限があるため、必ず事前に神戸市保健所衛生監視事務所に問い合わせること。
② 出店者は、食品衛生法等の関連法令を遵守し、出店決定後に神戸市保健所衛生監視事務所へ営業許可申請を行い、営業許可を得ること。
③ 保健所の許可が出ない場合は、出店を取り止めること。この場合、振り込まれたお金は一切、返金しない。また出店に関する損害は補償しない。
④ その他出店内容に必要な申請は各出店者で行うこと。
⑤ 許可証の写しは出店事務局が指定する日までに必ず、提出すること。

■会場利用に関して
① 東遊園地会場への物品搬入・搬出は出店事務局の指示に従うこと。
※会期中、会場周辺で交通規制が行われます。
※出店事務局で駐車場は準備いたしません。
② 物品搬入・搬出に関して、出店事務局が発行する進入許可証を所持した車両のみ、東遊園地会場への進入を認める。
③ 東遊園地会場への車両の進入は、2t 車を上限とする。
④ 車両の進入速度は必ず 10Km/h 以下に控えること。また、急旋回、急発進、急停止は行わないこと。
⑤ 物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関して、主催者及び出店事務局は一切の責任を負わない。また、その損害は出店者が全額賠償すること。
⑥ 水道は公園内上水道を使用するため、出店事務局が管理する時間帯のみ使用可能とする。なお、下水道に関しては、油、固形物の排水は不可とする。
⑦ 給水場を設ける。ただし、長時間の使用は控えること。

■出店者の責任・補償について

① 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
② 出店者は、食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意すること。衛生管理、保健などについては出店者の責任において対応すること。
③ 万一、事故等が発生した場合、速やかに出店事務局に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
④ 主催者、公園事務所、保健所、警察、消防などより指導があった場合は、それに従うこと。
⑤ 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
⑥ 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者及び出店事務局はその損害を補償しない。
⑦ 大量の廃水が予想される店舗は、排水場所を制限したり、別途、排水にかかる費用の負担を求める場合がある。出店者で責任を負うこと。
⑧ 出店者は、事務局が指定する損害賠償保険に必ず加入すること。

■衛生・原状回復に関して

① 出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従うこと。
② 出店により発生したゴミは、出店事務局が指定する会場内の大型バッカンに廃棄すること。
③ 公園内の植栽・排水溝にゴミ・油・残飯等の廃棄をしないこと。
④ 出店者は、会場施設を汚さぬよう十分に注意し、出店テント周辺に油・飲料の床汚れが生じないよう、処置すること。また販売商品は必ず器等に入れて販売すること。お客様の飲食時に会場施設が汚れないような販売方法とすること。
⑤ 毎日営業終了後、会場・共有スペースの清掃について協力すること。
⑥ 神戸ルミナリエ終了後は、出店スペースの原状回復を行うこと。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃をすること。
⑦ 出店に必要な機材、造作等全て出店者負担とし、神戸ルミナリエ終了後、原状回復すること。

■禁止事項

① 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とする。
② 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止とする。
③ ポン菓子等、調理の際に爆発音の発する食品の提供は近隣の迷惑となるので禁止とする。

④ 店舗装飾などに関しては、必ず、出店事務局の許可をとった範囲で行うこと。
⑤ 広告・宣伝・料金等の表示や看板の掲出等は出店事務局が指定した範囲内で行うこと。
⑥ 主催者が準備するテント等の造作物を撤去して営業することは禁止とする。
⑦ 指定場所以外での喫煙は禁止とする。
⑧ 主催者が使用できるスペースは出店事務局が認める範囲とし、植栽スペースを利用することは禁止する。
⑨ 神戸ルミナリエ協賛企業の関係で、一部商品を販売禁止とする場合がある。
⑩ 照明等の電気は出店事務局が一括して供給するため、発電機の設置は認めない。
⑪ 当選した出店権利を第三者に貸付、転売することはできない。

■出店料及び営業補償の考え方

① 主催者の都合により、神戸ルミナリエの点灯を中止する場合は、日割り計算により出店料を返金する。ただし、出店に関する損害は補償しない。
② 主催者の都合により、点灯時間を短縮した場合、出店料は返金しない。また出店に関する損害も補償しない。
③ 主催者の責めに帰さない事由により、神戸ルミナリエの点灯を中止または点灯時間の短縮をした場合（荒天・周辺での火災発生・開催を妨害する行為など）、出店料は返金しない。また出店に関する損害も補償しない。ただし、地震等の災害の発生により、神戸ルミナリエの開催そのものを中止する場合は、原状回復経費等の必要経費を控除した後、日割り計算により出店料を返金する。
④ 会場レイアウトの変更や雨天による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者及び出店事務局は営業に関する補償は一切行わない。また営業物品その他の買取なども一切行わない。
⑤ 禁止事項をはじめ募集要項に反する行為や出店事務局の指導に従わない場合は、即時退店・閉店とするが、出店料は返金しない。また出店に関する損害も補償しない。

■製造物責任及び賠償保険の取り扱い

① 出店により生じた第三者への損失補償に備え、出店事務局が用意した保険に加入すること。
② 保険加入に関する事務は出店事務局が行い、保険料は出店料に含まれるものとする。
③ 保険事故が発生した場合は、現場の安全を確保のうえ、速やかに出店事務局に報告し、出店事務局の指示に従うこと。

■暴力団排除に関して

① 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

② 自己又は自社の役員・関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
- 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
- 自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 暴力団員と同一生計の者

③ 出店事務局以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに出店事務局並びに警察に届け出ること。

④ 暴力団排除活動のため、出店者、店舗責任者並びに営業補助者の本人確認書類等が関係機関に提出されることに同意すること。

⑤ 上記④本人確認書類については、運転免許証及び顔写真付き住民基本台帳カードに限られること。

■ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

① ガスコンロ等を使用する場合は、万一のことを考え消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておくこと。

② ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。

③ プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

④ カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、２台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性がある。使用にあたっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをすること。

⑤ テント内にて使用する器機は、防火防炎材を使用すること。

■石油ストーブの設置について

① 石油ストーブの設置に起因する事故が発生した場合は、出店者が全ての責任を負うこと。
② 給油をする際は必ず火を消し、消火を確認してから行うこと。
③ スプレー缶などをストーブの上や傍には置かないこと。
④ 燃えやすい物の近くでストーブ等を使用しないこと。
⑤ 営業終了時には、消火を十分に確認した上でテントを退去すること。
⑥ 営業時間中の給油は行わないこと。
⑦ 予備石油タンクの保管は、１テント内１個に限る。

■基本小間仕様

テントサイズ　１ｋ×1.5ｋ（D1800×W2700）

※公共の公園使用のため、場所によって仕様が変更される場合がある。

■基礎小間セット内容

１テントあたりのセット内容となります。

	内容	数量	仕様
①	スポットライト	３灯	150w（電球色）
②	コンセント	１口	100V・15A１口
③	店舗サイン（10 文字１行まで）	１枚	テント上 H300×W3600
④	消火器	１個	
⑤	手洗い用タンク		10 リットル
⑥	アルコール消毒液	１個	
⑦	店舗確認書	１枚	
⑧	テント幕	１式	３面

※以上、①～⑧が出店料に含まれる。

※基本小間セットはレンタル品につき持ち帰ることはできない。

※出店事務局による休憩エリアはない。

※電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行わない

※油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールなどによる養生を必ず行うこと。

※施錠・備品及び商品の保全は出店者が行う（施錠品は出店者で用意）。盗難、紛失など、事務局では、一切の責任は負わない。

※上水については、出店事務局指定時間帯のみ開放を行う（全店舗共用）。

※下水については、油、固形物の排水は不可。

※移動等の目的でテント間のテント幕を開けることはできる。ただし、主催者並びに保健所の指導があればテント幕を閉じることができるようにしておくこと。

■電源に関して

① 電源容量はテント１張に対し 100V・15A１口が最大となる。
② 24 時間の通電はしない。
③ 延長コードなどによる店舗間の電気の貸し借りは禁止とする。違反を発見次第、即時営業停止の処分を行い、来年度の出店を受け付けない。

■雨天時対策としてのテントへの庇設置

① 出店者の責で設置すること。
② テントから 50 ㎝以内の庇とすること。
③ 安全面に十分に留意し、強固に取り付けを行うこと。
④ 色は白色とすること。
⑤ 取り付けにあたっては、穴をあけるなどテントを破損させないこと。破損が認められる場合は弁償すること。
⑥ 暴風雨など、危険があると思われるときや、出店事務局から指示があった場合、直ちに取り外すこと。
⑦ 万一、庇の設置が原因となる事故が発生した場合、出店者が全責任を負うこと。

■店舗サインへの照明の設置

① 出店者の責で設置すること。
② ルミナリエ会場全体のイメージを損なわないこと（カラーや点滅球など、特殊照明は禁止します）。
③ 電源の容量内で行うこと。